[法第 15 条の 2 の 3、法第 15 条の 2 の 4]　　作成日：　　年　　月　　日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿［管理型］（令和５年８月度）

対象期間：令和５年８月１日 ～ 令和５年８月 31 日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規 12 条の 7 の 2 第 8 号 ｲ、規 12 条の 7 の 5 第 7 号 ｲ]

種類	数量(単位)
燃えがら	169 （ ㎥ ／月）
汚泥	211 （ ㎥ ／月）
廃油(タールピッチ類に限る)	（ ／月）
廃プラスチック類	（ ／月）
紙くず	（ ／月）
木くず	（ ／月）
繊維くず	（ ／月）
動植物性残渣	（ ／月）
動物系固形不要物	（ ／月）
ゴムくず	（ ／月）
金属くず	（ ／月）
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	（ ／月）
鉱さい	（ ／月）
がれき類	（ ／月）
動物のふん尿	（ ／月）
動物の死体	（ ／月）
ばいじん	64 （ ㎥ ／月）
廃石綿等	（ ／月）
処分するために処理したもの(13 号廃棄物)	（ ／月）
その他（　　）	（ ／月）
その他（　　）	（ ／月）
その他（　　）	（ ／月）
	計　444　㎥

水質検査の実施状況と措置(年１回測定) [規 12 条の 7 の 2 第 8 号ﾆ及びﾎ、規 12 条の 7 の 5 第 7 号 ﾆ及びﾎ]

	地下水等		放流水
採取日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
採取場所	水質検査位置図のとおり		水質検査位置図のとおり
分析結果が得られた日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日
分析結果	別紙のとおり		別紙のとおり
異状の有無	有　・　無	有　・　無	
必要な措置を講じた年月日とその内容※1		水質検査位置図の通り 令和　年　月　日 別紙のとおり	

水質検査の実施状況と措置(月１回測定) [規 12 条の 7 の 2 第 8 号ﾆ及びﾎ、規 12 条の 7 の 5 第 7 号 ﾆ及びﾎ]

	地下水等		放流水	
採取場所			水質検査位置図の通り	
採取日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　５年　８月　１日	
分析結果が得られた日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	
電気伝導率				
塩化物イオン濃度			排水基準値※2	結果
水素イオン濃度			5.8～8.6※3	7.1
生物化学的酸素要求量			60	—
化学的酸素要求量			90	2.5
浮遊物質量			60	42
窒素含有量			120	1.0
異状の有無	有　・　無	有　・　無		
必要な措置を講じた日付とその内容※1				

残余容量[規 12 条の 7 の 2 8 ﾘ、規 12 条の 7 の 5 7 ﾘ]

測定年月日	令和５年２月９日
測定結果	711,799　㎥

施設の点検[規 12 条の 7 の 2 第 8 号ﾛ,ﾊ,ﾍ,ﾄ及びﾁ、規 12 条の 7 の 5 第 7 号 ﾛ,ﾊ,ﾍ,ﾄ及びﾁ]

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出水処理設備
点検日	令和５年８月１日	令和５年８月１日	令和５年８月１日	令和５年８月１日
異常の有無	有　・　(無)	有　・　(無)	有　・　(無)	有　・　(無)
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日

※1　異状が認められた場合のみ記入すること。　※2 基準値については水素ｲｵﾝ濃度以外 mg/L あたりの数値　※3　海域、湖沼に放流する場合は、5.0～9.0

［法第15条の2の3、法第15条の2の4］　　作成日：令和　　年　　月　　日

水 質 分 析 結 果 ［ 管 理 型 ］ （令和5年8月）

水質の区分			地下水
		基準値 （1ﾘｯﾄﾙあたり）	R5.8.1
1	アルキル水銀	検出されないこと	検出せず
2	総水銀	0.0005mg　以下	<0.0005
3	カドミウム	0.003mg　以下	<0.0003
4	鉛	0.01mg　以下	<0.001
5	六価クロム	0.05mg　以下	<0.005
6	砒素	0.01mg　以下	<0.001
7	全シアン	検出されないこと	検出せず
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	検出せず
9	トリクロロエチレン	0.01mg　以下	<0.003
10	テトラクロロエチレン	0.01mg　以下	<0.001
11	ジクロロメタン	0.02mg　以下	<0.002
12	四塩化炭素	0.002mg　以下	<0.0002
13	1,2−ジクロロエタン	0.004mg　以下	<0.0004
14	1,1−ジクロロエチレン	0.1mg　以下	<0.01
15	1,2−ジクロロエチレン	0.04mg　以下	<0.004
16	1,1,1−トリクロロエタン	1mg　以下	<0.1
17	1,1,2−トリクロロエタン	0.006mg　以下	<0.0006
18	1,3−ジクロロプロペン	0.002mg　以下	<0.0002
19	チウラム	0.006mg　以下	<0.0006
20	シマジン	0.003mg　以下	<0.0003
21	チオベンカルブ	0.02mg　以下	<0.002
22	ベンゼン	0.01mg　以下	<0.001
23	セレン	0.01mg　以下	<0.001
24	1,4ジオキサン	0.05mg　以下	<0.005
25	クロロエチレン	0.002mg　以下	<0.0002
26	ダイオキシン類	1pg−TEQ　以下	0.00018

水質の区分		放流水	
		許容限度 （1ﾘｯﾄﾙあたり）	R5.8.1
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出せず
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg　以下	<0.0005
3	カドミウム及びその化合物	0.03mg　以下	<0.003
4	鉛及びその化合物	0.1mg　以下	<0.01
5	有機燐化合物	1mg　以下	<0.1
6	六価クロム化合物	0.5mg　以下	0.01
7	砒素及びその化合物	0.1mg　以下	<0.01
8	シアン化合物	1mg　以下	<0.1
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg　以下	<0.0005
10	トリクロロエチレン	0.3mg　以下	<0.03
11	テトラクロロエチレン	0.1mg　以下	<0.01
12	ジクロロメタン	0.2mg　以下	<0.02
13	四塩化炭素	0.02mg　以下	<0.002
14	1,2−ジクロロエタン	0.04mg　以下	<0.004
15	1,1−ジクロロエチレン	0.2mg　以下	<0.02
16	シス−1,2−ジクロロエチレン	0.4mg　以下	<0.04
17	1,1,1−トリクロロエタン	3mg　以下	<0.3
18	1,1,2−トリクロロエタン	0.06mg　以下	<0.006
19	1,3−ジクロロプロペン	0.02mg　以下	<0.002
20	チウラム	0.06mg　以下	<0.006
21	シマジン	0.03mg　以下	<0.003
22	チオベンカルブ	0.2mg　以下	<0.02
23	ベンゼン	0.1mg　以下	<0.01
24	セレン及びその化合物	0.1mg　以下	<0.01
25	1,4ジオキサン	0.5mg　以下	<0.05
26	ほう素及びその化合物	230mg　以下（海域）	<1
27	ふっ素及びその化合物	15mg　以下	<0.8
28	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg　以下	0.5
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5mg　以下	<1
30	〃　（動植物油脂類）	30mg　以下	<1
31	フェノール類含有量	5mg　以下	<0.5
32	銅含有量	3mg　以下	<0.05
33	亜鉛含有量	2mg　以下	<0.05
34	溶解性鉄含有量	10mg　以下	<0.05
35	溶解性マンガン含有量	10mg　以下	<0.05
36	クロム含有量	2mg　以下	<0.05
37	大腸菌群数	1㎥につき日間3000個以下	0
38	燐含有量	16（日間8）mg　以下	<0.01
39	ダイオキシン類	10pg−TEQ　以下	0.00002